

「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンターの入場の制限
根拠条例等・条項	堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例 第11条、第12条第2項
所 管 課	文化観光局 スポーツ 部 スポーツ施設課 (指定管理者)
処 分 基 準 (処分基準を設定 できない場合及び 基準はあるが公開 できない場合は、 その理由)	・設 定 ・設定できない ・基準を公開できない (根拠条文) ○市長は、次の各号のいずれかに該当する者については、センターへの入場を拒絶し、又は退去を命ずることができる。 (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者 (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者 (3) 暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者 (4) 前3号に掲げる者のほか、センターの管理上支障があると認められる者 (堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例第11条) ○市長は、次の各号に掲げる行為をした者に対し、センターからの退去を命ずることができる。 (1) 火災、爆発その他の危険が生ずるおそれのある行為 (2) センターの施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失する行為 (3) 所定の場所以外にごみ、空き缶その他の汚物を捨てる行為 (4) 前3号に掲げるもののほか、センターの管理上支障があると認められる行為 (堺市立サッカー・ナショナルトレーニングセンター条例第12条第2項) (処分基準) 根拠条文に同じ

聴聞・弁明の機会の付与の区分	聴聞又は弁明の別	・聴 聞 ・弁 明
	(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)	ただし、行政手続条例第 13 条第 2 項第 1 号に規定する公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続を執ることができないとき」に該当するため、手続を省略する。
	個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項	